

インターネット上の誹謗中傷と媒介者責任

小 向 太 郎

Intermediary Liability for Defamation on the Internet

Taro KOMUKAI

Abstract

Defamation on the Internet is becoming a more and more serious problem as the use of the Internet increases. While the spread of the Internet makes it possible for everyone to publish their message to the world, it has also caused a lot of damage by undesirable information.

The issue of intermediary liability has been discussed since the 1990 s. The role of the intermediaries such as ISPs is particularly important because they could remove or block access to problematic information. On the other hand, strict liability on the intermediary could bring about chilling effects on free speech and lead to excessive behavior that might threaten the free speech and privacy on the Internet.

The regime of intermediary liability varies from country to country because it is really controversial issue. This paper focuses on the intermediary liability and compares legal systems in the U.S., the EU, and Japan in order to provide suggestions for better solution.

Key Words

intermediary liability, good Samaritan, defamation

3-1 電子商取引指令

3-2 現状と課題

3-3 検討状況

4 検討

5 おわりに

目 次

1 誹謗中傷と媒介者責任

1-1 インターネット上の誹謗中傷

1-2 日本の制度

1-3 日本における議論

2 米国における媒介者責任

2-1 通信品位法の規定

2-2 グッドサマリタン条項

2-3 係争例と課題

3 EUにおける媒介者責任

1 誹謗中傷と媒介者責任

1-1 インターネット上の誹謗中傷

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害は、ネットワークの利用が増大するにしたがって、ますます深刻な問題となってる。インターネットの普及は情報発信者の裾野を大きく広げ、誰もが世界中に向けて情報を発信できるようになっ

た。さまざまなコミュニケーションの可能性を広げる一方で、望ましくない情報による被害も増加を続けている。

インターネット上の不適切情報に対する法的アプローチとしては、まず、発信者への責任追及強化がある。具体的には、例えば、違法な情報発信の厳罰化、処罰の拡大、損害賠償責任の拡大、発信者情報開示制度の整備等がこれにあたる。発信者に義務や処罰を課すことで、問題のある情報発信の抑制と、被害者の救済を図ろうとするものである。

一方で、不適切情報の被害を軽減するためには、ネットワーク上の媒介者による対応も期待されることが多い。インターネット上で問題のある情報が発信された場合に、インターネット上の媒介者がどのような責任を負うべきかという問題は、インターネットが本格的に一般開放され始めた1990年代半ばから議論されてきた¹⁾。

当然ながら、情報の発信に責任を負うのは、まずはその情報の発信者である。しかし、インターネット上では、発信者が誰であるのかがはっきりわからない場合や、媒介者だけがその情報を迅速に削除したり遮断したりできるという場合も多い。このような場合には、ネットワーク上で生じる問題を解決するために、媒介者の役割が重要になる。しかし、媒介者に責任を課すことや発信者の情報の開示を求めることは、表現行為の萎縮や、通信の秘密やプライバシーの脅威につながるおそれもある。

媒介者の責任が曖昧なままだと、ネットワークの発展が阻害される可能性もあるため、各国でこうした媒介者の責任を明確化する法律が整備されている²⁾。しかし、これら媒介者責任に関する制

度は、日米欧でかなり異なった内容になっている。本稿は、これらを比較することで、日本における制度の検討に示唆を得ることを目的とする。

1-2 日本の制度

日本では、プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）が、ネットワーク上の媒介者の責任を明確化する目的で、2001年に制定されている（2002年施行）³⁾。プロバイダ責任制限法の対象となるプロバイダ（特定電気通信役務提供者）は、不特定の者によって受信されることを目的とする通信サービスを提供・媒介する者全般である⁴⁾。

プロバイダが媒介した情報による権利侵害に対して責任を問われうるのは、①情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき、または、②当該情報の存在を知っておりその情報によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足る相当な理由があるときであって、当該情報の送信を技術的に防止（送信防止措置）ができるにも関わらずそれを行わなかった場合に限られる（第3項第1項）。一方で、プロバイダは、当該情報発信が権利侵害であると認めるに足る相当の理由があれば削除等の措置を取ることができる（第3条第2項第1号）。侵害の有無が不明の場合には、発信者に照会の上で、7日以内に回答がなければ削除等を行っても、削除したことによる責任は問われないと規定している（第3条第2項第2号）。つまり、このような手続によらなければ、情報を削除された発信者から法的責任を追求される可能性があることが

1) 小向太郎「インターネット・プロバイダーの責任」ジュリスト1117号（1997）19頁。

2) Urs Gasser and Wolfgang Schulz, *Governance of Online Intermediaries: Observations from a Series of National Case Studies* (February 18, 2015). Berkman Center Research Publication No. 2015-5. Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=2566364> or <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.2566364>.

3) 郵政省電気通信局「インターネット上の情報流通の適正確保に関する研究会報告書」（2000年12月20日）。検討の経緯については、小向太郎『情報法入門』（NTT出版、第5版、2020年）118-119頁を参照。

4) 「不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信」（特定電気通信）の「用に供される電気通信設備」（特定電気通信設備）を用いて「他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者」と定義されている（第2条）。

前提となっている。

なお、プロバイダ責任制限法では、権利侵害情報の発信者が不明である場合に、権利を侵害されたと主張する者が、発信者情報の開示をプロバイダに求めること（発信者情報開示請求）ができると規定している。権利侵害を受けたことが明らかであり、かつ、損害賠償請求権の行使のために情報開示を必要とするなどの正当な理由がある者に対して、発信者情報開示を請求することができる（第4条第1項）。発信者情報開示請求においてはプロバイダに対して請求が行われるため、これも媒介者の責任に関する制度であるということもできるが、むしろ発信者の責任追及を容易にするための制度であると理解すべきである。

1-3 日本における議論

インターネット上の誹謗中傷に関して、日本では、「特定の個人に対して多くの誹謗中傷の書き込みが行われるいわゆる『炎上』事案や、震災や新型コロナウイルス感染症などの社会不安に起因するデマの流布や誹謗中傷が行われるなど、特にSNS上での誹謗中傷等の深刻化が問題となっている⁵⁾」ことを受けて、総務省が「プラットフォームサービスに関する研究会」および「発信者情報開示の在り方に関する研究会」を設置して検討を行い、下記のような提言等を公表している。

- ・プラットフォームサービスに関する研究会「インターネット上の誹謗中傷への対応の在り方に関する緊急提言」2020年8月
- ・発信者情報開示の在り方に関する研究会「中間とりまとめ」2020年8月
- ・総務省「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」2020年9月

このなかで、政策の全体像をまとめている「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策

パッケージ」では、関連の施策を次の4つに整理している。

- (1) ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシー向上のための啓発活動
- (2) プラットフォーム事業者の取組支援と透明性・アカウントビリティ向上
- (3) 発信者情報開示に関する取組
- (4) 相談対応の充実にに向けた連携と体制整備

まず、「(1) ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシー向上のための啓発活動」は基本的には、発信者をターゲットとして、ユーザ全般のリテラシーの向上によって不適切な情報発信を抑制しようとするものである。

「(2) プラットフォーム事業者の取組支援と透明性・アカウントビリティ向上」は、媒介者のなかでも影響力の大きいプラットフォーム事業者に、自主的な取組をもとめるものである。自主的な取組が十分な効果を上げない場合には、「プラットフォーム事業者に対して、透明性・アカウントビリティの確保方策に関する行動規範の策定及び遵守の求めや、透明性・アカウントビリティに関する法的枠組みの導入の検討など、行政からの一定の関与も視野に入れて検討を行う」ことになっている。なお、日本のISPやSNS等の事業者は、利用規約において、禁止事項とそれに違反した場合の措置（削除や除名等）に関する規定を定め、それに基づいて削除等を行っている場合が多いと考えられる。

「(3) 発信者情報開示に関する取組」は、プロバイダ責任制限法の発信者情報開示制度について、より迅速かつ確実な被害者救済のための見直しをしようとするものである。すでに、「発信者情報開示の在り方に関する研究会」における検討を受けて、2020年8月に「電話番号」を追加⁶⁾す

5) 総務省「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」（2020年8月）1頁。

6) 対象となる発信者情報は、「氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものに該当するもの（プロバイダ責任制限法4条1項）」とされており、省令によって

る改正がなされており、さらに新たな裁判手続きの創設や対象情報の拡大に向けた検討を行うこととしている。

「(4) 相談対応の充実に向けた連携と体制整備」については、一般利用者や事業者の相談窓口となっている「違法・有害情報相談センター」を中心とした取組の充実を図ることとされている。

現在のところ、制度的な検討が行われているのは発信者情報開示に関するものだけであり、媒介者責任のあり方に関しては、具体的な検討対象になっていないことが分かる。

2 米国における媒介者責任

2-1 通信品位法の規定

米国では、1996年に成立した通信品位法⁷⁾に、「双方向コンピュータサービス」のプロバイダが他者の発信した情報を媒介した場合の責任について規定が定められている。「双方向コンピュータサービスの提供者」は「コンピュータサーバへの複数のユーザによるコンピュータへのアクセスを提供または許可する全ての情報サービス、システムまたはアクセスソフトウェアの提供者 ((f) (2))」⁸⁾と定義されている。そして、「双方向コンピュータサービスの提供者またはユーザは、自分以外のコンテンツプロバイダによって提供された情報について公表者 (publisher) や表現者 (speaker) として扱われてはならない ((c) (1))」⁹⁾として、他者の情報発信について問われる責任を限定している。

通信品位法が提供者から出版者としての責任を免除した趣旨は、編集上の過失を理由として賠償を求めることも否定したものであり、自社のシステム上で第三者が発信した名誉毀損情報について

媒介者がその存在を知っていても適用になると考えられている⁸⁾。媒介者の責任を原則として認めないとする考え方には批判もある⁹⁾。しかし、通信品位法の立法目的は、政府の干渉を最小限に抑えることにあるという理解が有力であり、現在のところ、第三者が発信した情報による名誉毀損等の不法行為責任については、媒介者の免責が広く認められる場合が多い¹⁰⁾。

ただし、著作権侵害については、1998年10月に成立したデジタルミレニアム著作権法¹¹⁾が、ISP等の免責される範囲を明確にする目的で詳細な規定を設けている。デジタルミレニアム著作権法は、インターネット上でサービスを提供する「オンライン・サービスプロバイダ」の形態を4つに分け、それぞれについてどのような場合にどのような責任が認められるかを定めている。4つの形態のなかで、「(a) 通過的デジタル・ネットワーク通信」については原則として責任がないとされるのに対して、「(b) システムキャッシング」、「(c) 利用者の指示によりシステムまたはネットワークに存在する情報」、「(d) 情報探知ツール」については、権利者から一定の通知があればオンライン・サービスプロバイダに削除義務が生じることになる。また、著作権侵害の申出に応じて削除等を行った場合、権利者からユーザに対する直接の著作権侵害訴訟が提起されない限り、一定期間内に元の情報を復旧する義務がある。この制度は「ノーティス・アンド・テイクダウン」と呼ばれ、削除を求める権利者と情報の発信者の間のバランスをとるためのものであるといえる。

「氏名又は名称」「住所」「電子メールアドレス」「IPアドレス」「携帯電話端末の利用者識別番号」「SIMカード識別番号」「IPアドレスや識別番号からの侵害情報発信に関するタイムスタンプ」が指定されていた。

7) Communication Decency Act of 1996, 47 U.S.C. § 230 (c) (2020).

8) Zeran v. America Online, 129 F.3d 327, 327 (4th Cir. 1997).

9) Susan Freiwald, *Comparative Institutional Analysis in Cyberspace: The Case of Intermediary Liability for Defamation*, 14 Harv. J.L. & Tech. 569, 647 (2001).

10) 松井茂紀『インターネットの憲法学』(岩波書店、新版、2014) 339-341頁参照。

11) Digital Millennium Copyright Act of 1998, 17 U.S.C. §512 (2020).

2-2 グッドサマリタン条項

通信品位法には、双方向コンピュータサービスの提供者が、有害な情報に対して削除等の措置を取ることに對して、それが善意で自発的に取られる限りにおいては責任を問われぬとする規定が定められている¹²⁾。この規定は、グッドサマリタン条項と呼ばれ¹³⁾、インターネット上での言論の自由の自由と規制のない発展を奨励し、電子商取引の発展を促進するとともに、子供が有害なコンテンツにアクセスするのを抑止するために、双方向コンピュータサービスの提供者や利用者の、自主的規制を奨励するために設けられた規定であると考えられている¹⁴⁾。

2-3 議論の動向

Twitterなどのソーシャルメディアが、利用者の発信について「ルール違反の恐れがある」等の警告を表示することがあるが、こうした措置もグ

ッドサマリタン条項による免責の対象となると考えられている¹⁵⁾。米国のトランプ大統領は、ツイッターが自分のツイートに対してルールに違反するなどの警告措置を行ったことに反発し、こうした警告が言論の自由を害すると主張している。そして、オンライン・プラットフォームの削除等行為を制限するための大統領令を、2020年5月28日に発している¹⁶⁾。この大統領令では、「第230条は、一握りの企業が、開かれた議論の場を促進することを装って国の言論の重要な手段をコントロールできるような巨大企業に成長し、コンテンツを検閲したり、自分たちが気に入らない意見を黙らせたりする際に、それらの巨人に全面的な免責を与えることを意図したものではない」として、双方向コンピュータサービスのプロバイダが、コンテンツの削除やアクセス制限を行う場合に免責される要件を厳格に判断すべきだとしている。そして、商務長官 (Secretary of Commerce) は60日以内に、連邦通信委員会 (FCC) が本条項の適切な適用範囲を明確化する規制の作成を要請しなければならないとしている。

この大統領令に対しては、Twitter、Google、Facebook等のIT企業が出資するthe Center for Democracy and Technology (CDT)が、表現の自由を保護する合衆国憲法第1修正の原則を逸脱するものであり、裁判所は無効を宣言すべきであるとして、訴訟を提起している¹⁷⁾。

過去の裁判例を見ると、双方向コンピュータサービスの提供者による有害なコンテンツへのアクセス制限が、表現の自由を侵害するとして問題とされた事例はあまりない。まず、米国において

12) 47 U.S.C. §230 (c) (2) 「民事責任：双方向コンピュータ・サービスの提供者または利用者は、次の事項について責任を負わない。

(A) 憲法で保護されているかどうかを問わず、提供者またはユーザが、わいせつな、ひわいな、挑発的な、不潔な、過度に暴力的な、攻撃的な、その他好ましくないと判断した情報へのアクセスまたは利用可能性を制限するために、善意で自発的に行われた行為。

(B) 第一項に規定する資料へのアクセスを制限するための技術的手段を情報コンテンツ提供者その他の者に可能にし、または利用可能にするためにとられた措置」

13) 通信品位法 (47 U.S.C. §230 (c)) のタイトルが「攻撃的な情報のブロックや選別をする『グッドサマリタン』」の保護」となっているため、通信品位法全体を「グッドサマリタン条項」と呼ぶこともある。しかし、英米法における「グッドサマリタンの法理」とは、他人を救助する義務を負わない一般人が救助に着手した場合に、救助者は救助の結果について、重過失がなければ責任を負わないとするという考え方だと理解されている。こうした本来の意味からは、特にこの条項を「グッドサマリタン条項」と呼ぶべきであろう。

14) Gonzalez v. Google, Inc., 282 F. Supp. 3d 1150 (N. D. Cal. 2017).

15) 小向太郎「Twitter上の警告表示とグッドサマリタン条項」情報処理学会研究報告電子化知的財産・社会基盤 (EIP) Vol.2020-EIP-89 No.15 (2020/9/11).

16) A DONALD J. TRUMP, EXECUTIVE ORDER, May 28, 2020, <https://edition.cnn.com/2020/05/28/politics/read-social-media-executive-order/index.html>.

17) CENTER FOR DEMOCRACY & TECHNOLOGY v. DONALD J. TRUMP, No. 20-1456 (D.D.C. filed Jun. 2, 2020).

は、私人が表現行為に制限を加えたとしても、修正1条に関する責任を基本的に問われないと考えられており¹⁸⁾、提供事業者が利用者の発信について削除や警告を行うことは、原則として合衆国憲法上の表現の自由の問題とはならない。過去に、削除等の行為が反競争的なものであるため責任を免れないとした事例¹⁹⁾はあるが、SNSがルールを定めてそれに従って削除等を行うことについては、見解が分かれうる微妙なコンテンツの削除についても、SNSの判断を尊重する判断がされている²⁰⁾。

こうした過去の裁判例を見ると、グッドサマリタン条項は、インターネット上での言論の自由と規制のない発展を奨励し自主的規制を奨励するためのものであると理解されており、裁判所がこの考え方を踏襲すれば、大統領令は少なくとも内容が限定される可能性が高いと考えられる。ただし、現在の社会やインターネットを取り巻く状況は、1996年に成立した通信品位法の立法時とは大きく異なっており、今後、立法的な見直しが行われる可能性は否定できない。

3 EUにおける媒介者責任

3-1 電子商取引指令

EUでは、2000年の電子商取引指令²¹⁾で、媒介的サービスプロバイダ (intermediary service providers) の責任に関する規定をおいている²²⁾。

電子商取引指令では、媒介的サービスプロバイ

ダを (1) 単なる導管 (Mere conduit)²³⁾、(2) キャッシング (Cashing)²⁴⁾、(3) ホスティング (Hosting) の3類型に分けており、このうち前二者については基本的に第三者のコンテンツに対する責任を問われなとしている。そして、(3) ホスティング (Hosting) は、「ユーザにより入力された情報を記録する」サービスと定義され、次のいずれかの条件を満たす場合には、第三者の情報発信に関して責任を負わないとしている (第14条)。

(1) 違法な情報に関して実際に知らず、犯罪や損害に関しては、その違法行為や違法情報が公表された場合に引き起こされるとどのようなことになるかということに気づいていない場合。

(2) 違法行為や違法情報について知った後に遅滞なく当該情報の除去や情報のアクセスへのブロックを行った場合。

また、電子商取引指令の第15条では、媒介的サービスプロバイダに対して「伝送または記録する情報を監視または違法な活動を示す事情を

18) Lloyd Corp. v Tanner, 407 U.S. 551 (1972).

19) Enigma Software Group USA, LLC v. Malwarebytes, Inc., 946 F.3d 1040 (9th Cir. 2019).

20) Domen v. Vimeo, Inc., 433 F.Supp.3d 592 (S.D.N.Y. 2020).

21) Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council of 8 June 2000 on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market.

22) 小向太郎「『忘れられる権利』と米国通信品位法」情報処理学会研究報告電子化知的財産・社会基盤 (EIP) Vol. 2015-EIP-69 No. 15 (2015/9/11), 小向 (2020)・前掲注 (3) 126-128頁も参照。

23) ユーザにより入力された情報を通信網に伝送するか、または、通信網へのアクセスを仲介するものであって、(a) プロバイダによって伝送が開始されるものではなく、(b) プロバイダが受信者を選択するものではなく、(c) プロバイダがその伝送に含まれる情報を選択または改変するものではない、という要件をすべて満たすもの。

24) 他のユーザの求めに応じる情報の伝送をより効率的にする目的だけのための自動的で中間的かつ一時的記録であって、(a) プロバイダが、その情報を改変せず、(b) プロバイダがその情報にアクセスできる条件を満たしており、(c) プロバイダが業界で広く承認・利用されている方式とみなしうる情報のアップデートに関する基準に従っており、(d) プロバイダがその情報の利用についてのデータを収集するための業界により広く承認・利用されている合法的な技術の利用を妨げず、(e) プロバイダが、情報伝送のもともとの発信地点におけるネットワークからの削除、アクセスの停止、裁判所・行政庁による削除・停止命令を事実上知った場合に、保存した情報の削除やアクセス停止をすみやかに行う、という要件をすべて満たすもの。

積極的に調査する一般的な義務を課してはならない」として、構成国が媒介的サービスプロバイダに対する一般的な常時監視義務を課すことを禁じている。

なお、著作権および著作隣接権については、2019年に著作権指令が改正され、「オンライン・コンテンツ共有サービス・プロバイダ」について、プロバイダが提供するサービスのユーザが他人の著作物をアップロードした場合には、プロバイダ自身がその著作物を公表したと同様の責任を負うと規定されている（第17条1項）。著作者の許諾なくコンテンツがアップロードされた場合には、①許諾を得るための最善の努力をし、②権利者から情報提供があった場合にはその著作物等が使われないようにする高度かつ最善の努力を行い、③権利者から侵害を受けた旨の通知があれば当該コンテンツの削除等を行わなければならない（第4項）。ただし、新規かつ小規模の事業者については、責任の範囲が（許諾を得る努力や迅速な削除を行うことに）限定されている（第6項）。

3-2 現状と課題

電子商取引指令の責任制限規定に関しては、規定が不明確であることや、EUの各構成国が異なった内容の法律を制定しており、EU域内の法的安定性と予見可能性を害していることなどの問題点が指摘されてきた²⁵⁾。また、EUでは近年、インターネット上の問題コンテンツの増大や深刻化に対応するために、子供の性的虐待、著作権、ヘイトスピーチといった個別の分野に関して、媒介者により強い関与を求める政策が採用されている例がある²⁶⁾。

現在EUでは、欧州単一市場に向けて、オンラ

インユーザーの安全性を確保し、革新的なデジタルビジネスの成長を可能にするためには、近代的な法的枠組みが必要であるという認識から、「デジタルサービス法」の制定が検討されている。デジタルサービス法は、①デジタルサービスの利用者が直面するリスクに対処し、その権利を保護するためのデジタルサービスの責任を明確に規定すること、②ゲートキーパーとして機能する大規模なオンラインプラットフォームを対象とした事前ルールを提案することを目指している²⁷⁾。

そして、このデジタルサービス法の一部として、媒介者責任に関する新たな枠組みを導入することが、検討されている。欧州委員会は、2020年12月に、デジタルサービス法の案を公表する予定である（脱稿後、12月15日に公表された。）。

3-3 議論の動向

媒介者責任について、特に制度整備が必要であると考えられているのは、「(図表①)媒介者責任に関する主な論点の検討動向(EU)」にあげるような項目である²⁸⁾。

この他にも、テロに関するコンテンツのオンラインでの拡散、偽造品を流通させるプラットフォームの利用の増加、虚偽や誤解を招くようなニュースやオンライン広告の拡散など、さまざまな

25) EUROPEAN COMMISSION, A coherent framework for building trust in the Digital Single Market for e-commerce and online services, COM (2011) 942 final, 11.1.2012, <https://ec.europa.eu/transparency/regdoc/rep/1/2011/EN/1-2011-942-EN-F 1-1.Pdf>.

26) 例えば、Directive 2011/93/EU on combating the sexual abuse and sexual exploitation of children (子供の性的虐待)、Directive 2019/790 on copyright and related rights in the digital single market (大規模プラットフォームにおける著作権侵害)、(Directive 2018/1808 on the Audiovisual Media Services Directive (ヘイトスピーチや暴力)等がある。

27) European Commission, The Digital Services Act package, Last update: 22 June 2020, <https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/digital-services-act-package>.

28) European Parliamentary Research Service, Reform of the EU liability regime for online intermediaries, May 2020, [https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2020/649404/EPRS_IDA\(2020\)649404_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2020/649404/EPRS_IDA(2020)649404_EN.pdf).

図表① 媒介者責任の主な論点の検討動向（EU）

論点	議論の概要
対象事業者	新たなデジタルサービスプロバイダ（クラウド、CDN、検索エンジン、SNS、メディア共有プラットフォーム、オンライン広告サービス、ブロックチェーン利用サービス等）や、シェアリング（AirBnB、Uber等）、オークションやフリマ等が、対象になるかどうかを明確化する必要がある。
能動的な役割と受動的な役割	媒介者は多様化しているため、現行の単純化した区分は実態に合わなくなっているため、新たな基準を作る必要がある。
アルゴリズム（判断手順）の透明性と中立性	ゲートキーパー（巨大プラットフォーム）等にコンテンツの選別等を義務付ける事前規制を課す場合には、アルゴリズム（判断手順）の透明性と中立性を確保する必要がある。
通知後削除の仕組み	米国デジタルミレニアム著作権法で採用されているような詳細な手順を参考にして、より調和の取れた手順を導入することが望ましい。
自動フィルタリングの導入	自動化されたフィルタリング技術の利用は重要性を増しており、分野や事業者の性格によっては、義務付けの対象となることもあり得る。
グッドサマリタン	欧州委員会によって、媒介者が削除等の対応を取った場合には当然免責されるという考え方が示されているが、免責の範囲が不明確であることは否めない。導入を望む声があるが、安易な削除等を助長するという懸念も指摘されている。
監督機関	デジタルサービス法において統一的な監督機関が導入される可能性があるが、媒介者に対する規制監督の要請。構成国の制度について、少なくともある程度の調和が必要だという指摘がある。

European Parliamentary Research Service, Reform of the EU liability regime for online intermediaries, May 2020. の記述を、抜粋・要約して著者が作成。

有害なオンライン行為への対応は重要な課題であると考えられている。しかし、こうした議論では、「違法」なコンテンツだけではなく、「有害」コンテンツも規制の対象とするべきかどうかが重要な焦点となる。表現の自由等の人権に与える影響も大きいため、具体的な政策の提案には至っていない。

4 検討

米国、EU、日本の媒介者責任に関する制度の概要をまとめたものが、「(図表②) 各国における媒介者の責任制限規定の概要」である。

米国の通信品位法は、徹底した自主規制を目指している。インターネット上の媒介者は、削除しても削除しなくても責任を問われない。広い範囲の媒介者にフリーハンドを与えることで、よりよいインターネットが実現できるという考え方である。そういう意味では、米国の通信品位法の広い

プロバイダ免責と「グッドサマリタン条項」は表裏一体のものであり、米国に独特の制度である。

インターネット上の情報の自由を重視し、媒介者の自主的な取組を促進しようというアプローチは、従来の表現の自由が前提としてきた「思想の自由市場」によって真実が判断されるという考え方²⁹⁾にかなり忠実な制度でもある。この原則が今後も本当に機能するのを見極めるためにも、米国の制度の動向には注目する必要がある。

欧州の電子商取引指令は、媒介者をコンテンツへの関与の度合いによって、消極的な関与しか行わないもの（単なる導管、キャッシング）と、ある程度は積極的に関わるもの（ホスティング）に分け、前者には原則として責任を問わないが、後者は権利侵害に関して認識しているのに放置したら責任を負うという考え方をとっている。責任を免

29) Abrams v. United States, 250 U.S. 616, 630 (1919).

図表② 各国における媒介者の責任制限規定の概要

	米国：通信品位法	EU：電子商取引指令	日本：プロバイダ責任制限法
対象	双方向コンピュータサービスのプロバイダ	ホスティング・プロバイダ	特定電気通信役務提供事業者（不特定の者によって受信されることを目的とする通信サービスを提供・媒介する者）
削除等を行わないことによる責任	・ 基本的に責任を問われない	・ 違法行為や違法情報についてしらず、その影響についても認識していない場合には責任を問われない ・ 知った後に、遅滞なく削除等を行えば責任を問われない	・ 権利侵害を知っていた、または、情報の存在を認識し権利侵害を知ることができたと認めうる場合に、取りうる措置を取らなかったものでなければ、責任を問われない
削除等を行うことによる責任	・ 善意で自発的に削除等を行った場合には、責任は問われない（グッド・サマリタン条項）	・ 規定なし（「遅滞なく削除等を行うこと」への責任は問われないという見解あり）	・ 権利侵害があると信じるに足る場合に削除を行った場合には、責任を問われない ・ 発信者に照会の上で一定期間回答がなければ削除等を行っても責任を問われない

著者作成

れるためには、認識した権利侵害について削除等の対応を取る必要がある。

電子商取引指令に関しては、インターネット上の媒介者は複雑に発展しておりこのような単純な分類が実態に合わなくなっていることや、新しい問題への対応が十分にできていないことが指摘されており、欧州単一市場に向けてデジタルサービス法を制定する過程で、見直しが検討されている。

これらの制度に対して、日本のプロバイダ責任制限法は、媒介者全般を対象として、権利侵害に関して認識しているのに放置をしたら責任を負うという考え方をとっている。例えば、電子商取引指令では「単なる導管」として原則免責の対象となるアクセスプロバイダも、特定電気通信役務提供者にあたる考えられている。また、プロバイダに責任が認められる、権利侵害に関する認識があるにもかかわらず取りうる措置を取らないという要件は、一般に不作為の不法行為が認められる作為義務違反違反の要件と、大きな違いがない³⁰⁾。

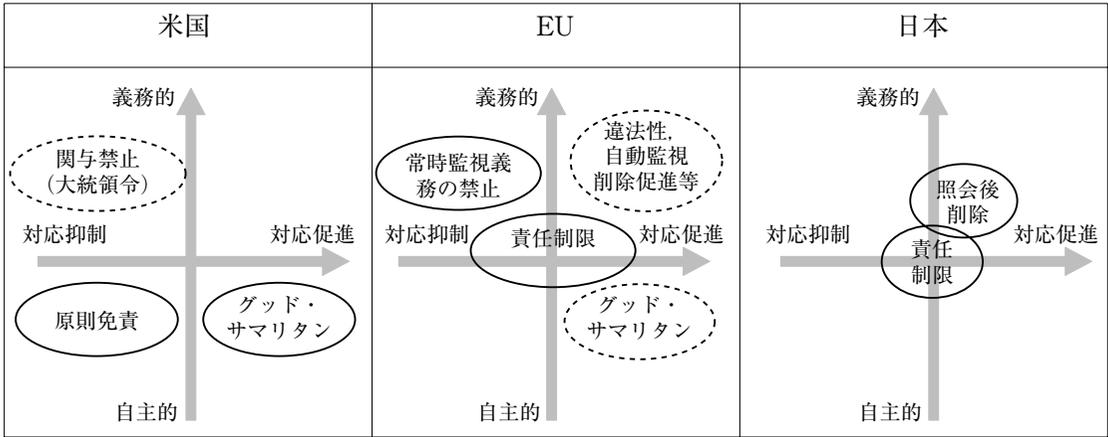
媒介者に高い自由度を保障して自主規制を期待

する米国でも、媒介者の性格に応じた責任を課すことで対応を求める EU でも、媒介者責任の制度の焦点は、媒介者が適切な対応を行い、過剰な削除等を行わないようにするためのバランスをとることである。そのような観点から、各国の制度の傾向を比較したものが「図表③ 媒介者の関与に関する制度比較」である。それぞれインターネットの発展によって従来の制度が機能しにくくなっているため、制度の見直しが議論されている。特に、EU では、新たな問題に対して、媒介者の対応を促す制度の導入が、検討されている。

5 おわりに

日本におけるインターネット上の誹謗中傷対策は、リテラシーの向上、事業者の自主規制、発信者情報開示制度の見直し、苦情対応の改善といっ

30) 現在のところ、アクセスプロバイダによる権利侵害情報への送信防止措置（第3条）は、特定の情報について送信防止措置を行うこと自体が基本的に「技術的に可能」ではないため削除等を求められることはないと考えられている（小向（2020）・前掲注（3）129頁）。



図表③ 媒介者の関与に関する制度の比較

著者作成

たことを中心に検討が進められている。もちろん、これらが全て重要な課題であることは疑いがない。

その一方で、米国やEUで議論となっている媒介者責任制度のあり方については、日本ではほとんど検討が行われていない。これは、プラットフォーム、SNS、ISPといった媒介者が、自主的に社会の要請に応じた対応を検討し、実施してくれることが期待できるからかも知れない。適切な自主規制が機能しているのであれば、むしろ望ましいことである。

しかし、インターネットにおいて、言論やコミュニケーションのデフォルト状態をつくるのは、プラットフォーム、SNS、ISPといった媒介者である。こうした事業者が、どのようなスタンスで対応を行うのかはとても重要である。

媒介者が、問題のある情報に対して適切な対応を行いつつ過剰な削除等は行わないという難しい要請に十分に応えられているのか、何らかの法的な裏付けや歯止めは必要なのか、といったことについて、十分な検証を行うべきであろう。